

## 【中国】 予算法の改正

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

\* 2014年8月31日、予算法が制定から20年を経て全面的に改正された。改正法は、財政のガバナンス向上を目的とし、予算の公開と透明性の拡大、管理監督の強化のほか、地方債の発行等についても定める。

### 1 改正の経緯

中国の予算法（1994年3月22日公布、1995年1月1日施行）（注1）は、予算制度の整備と予算管理の適正化、国によるマクロコントロールの強化等を目的として制定され、中国国内では「経済の憲法」とも称される。章構成は、第1章：総則、第2章：予算管理機能、第3章：予算収支範囲、第4章：予算編成、第5章：予算の審査及び承認、第6章：予算執行、第7章：予算調整、第8章：決算、第9章：監督、第10章：法的責任、第11章：附則であり、全79か条から成る。

近年の急速な経済発展や社会情勢の変化の中で、財政の健全化は中国政府の最重要課題の1つとなっている。特に、放漫な財政運営等により借金が肥大化した地方財政について、対策が急がれている。地方の各級政府の債務の多くは予算の枠組の中で管理されておらず、予算制度の根本的な見直しの必要性が高まっていた。予算法改正の検討は2004年から始まったが、関係省庁間の意見の不一致等により作業は一旦中断した。その後、財政上の課題がますます大きくなる中で、2009年から検討が再開された。

2011年12月、予算法改正案が第11期全国人民代表大会常務委員会第24回会議に提出され、1回目の審議が行われた。2回目の審議は2012年6月の同第27回会議で行われ、その後の意見公募では1万9000人余から約33万件もの意見が寄せられた。それも踏まえて改正案は再度修正され、2014年4月の第12期全国人民代表大会常務委員会第8回会議で3回目の審議、さらに同8月の第10回会議で4回目の審議が行われ、8月31日、「中華人民共和国予算法改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」（注2）が可決された。「決定」における改正事項は計82項目に及び、改正法の条数は全101か条に増えた。

改正法の施行日は、2015年1月1日である。

### 2 改正法の主な内容

#### (1) 立法目的

予算の拘束力の強化、予算の管理監督の強化、予算の公開と透明性拡大等が立法目的として明記された（第1条）。予算及び決算の編成、審査、承認、監督、並びに予算の執行及び調整が、法の適用範囲となる（第2条）。

#### (2) 予算の構成

政府の全ての収入及び支出を予算に計上しなければならないこと（第4条）、予算は一般公共预算、政府性基金予算（特定の公共事業等のために用いる予算）、国有資本経営予算（国有資本の収益に対する支出計画を定める予算）、社会保険基金予算（社会保険収支専用の予算）の4本から成ること（第5条）が明記された。地方の各級政府の債務も予算に組み入れて管理し、人民代表大会による監督を受けることになる。

### (3) 予算管理の強化と合理化

各級政府の予算は、全体計画、節約、適正規模、効果、収支均衡を重視するとともに、年度を越えた予算均衡メカニズムを構築しなければならない（第12条）。国は、政府の全ての収入及び支出に対し、国庫における収支集中管理を行う（第61条）。また、各級政府の一般公共预算に予算安定調節基金を設けて余剰金を保管し、年度を越えた合理的な予算管理を行う（第66条）。

### (4) 予算の公開と透明性拡大

各級政府の財政部門は、当該級の人民代表大会又はその常務委員会によって承認された予算、予算調整（我が国の補正予算に相当する）、決算、予算執行状況の報告及び報告表を、国家機密に関わる事項を除き、承認後20日以内に公開し、あわせて、当該級政府の財政移転支出及び債務の状況等を説明しなければならない。部門別の予算・決算等も、同様に承認後20日以内に公開しなければならない。政府調達状況についても速やかに公開しなければならない。（第14条）また、予算支出項目の分類の見直しや詳細化についても規定が設けられている（第32条、第37条、第46条）。

### (5) 財政移転支出制度の整備

政府間の財政調整を行う財政移転支出制度は、規範遵守、公平、公開の原則の下、基本的な公共サービスの地域格差解消を主たる目的として実施する。特別移転支出（我が国の補助金に相当する）については管理を強化し、市場競争メカニズムで有効に調節できる事項をその対象としてはならない。（第16条）

### (6) 地方債の発行

国务院の許可を経た省レベルの予算においては、国务院の定める限度額の範囲内で、建設投資に必要な資金の一部について地方債を発行することができる。借入の規模は、国务院が全国人民代表大会又はその常務委員会に報告して承認を得る。借入には償還計画と安定した償還資金源が求められ、借入による債務は公益性資本支出のみに用いなければならない。国务院は、地方の各級政府の債務リスクの評価・警告、緊急対応、責任追及等に関する制度を整備する。（第35条）

注（インターネット情報は2014年9月18日現在である。）

(1) 「中华人民共和国预算法」国务院法制办公室

<<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199403/19940300267357.shtml>>

(2) 「全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国预算法》的决定」国务院法制办公室

<<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/fl/201409/20140900396858.shtml>>